

大分県報

令和二年
四月十日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による指定医療機関の名称変更	一
生活保護法等による指定医療機関の所在地変更	一
生活保護法等による指定医療機関の休止	一
救急病院等の認定	二
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	二
指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	三
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	五
指定介護療養型医療施設による形質変更時要届出区域の指定解除	五
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定解除	五
土地改良事業計画の変更認可（三件）	六
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧（五件）	六
保安林の指定の解除（二件）	七
公有水面埋立ての免許の出願	八
道路区域の変更（二件）	一一
道路の供用開始	一二
公 告	
清算人の退任	一二
宅地建物取引業法による事務所不確知の公告	一二

告示

大分県告示第二百三十号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和二年四月十日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

医療機関の名称		所在地		変更年月日
変更前	変更後			
医療法人順榮会玖珠記念病院	医療法人啓燈会玖珠記念病院	玖珠郡玖珠町大字塚脇六三番地の二	平二九・一一・二八	
杵築オレンジ病院	清和病院	杵築市大字船部二一六七番地の二〇	令元・五・一	
ニコニコ診療所	ここに内科クリニック	豊後大野市三重町小坂四一六九一	令元・七・一	

大分県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

令和二年四月十日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

医療機関の名称		所在地		変更年月日
変更前	変更後			
一燈園訪問看護ステーション	別府市石垣東三丁目一番三号	別府市大字南立石字板地中須賀一九二七番地一	令元・七・一	

大分県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和二年四月十日

大分県報（告示）

ナカシマメデイ カルシウムズ 株式会社	ねこのて	国東市安岐町塩 屋一〇番地一 三	福祉用具貸与	令元・一〇・七	社会福祉法人翠 明会	訪問入浴サービ スなかのしま	日田市大字庄手 字大釣六八五番 地の一六	訪問入浴介護	令元・一二・一
〃	〃	〃	介護予防福祉用 具貸与	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問入 浴介護	〃
〃	〃	〃	特定介護予防福 祉用具販売	〃	〃	由布市挾間町古 野六二五番地一	訪問介護	令元・一二・一一	
〃	〃	〃	特定福祉用具販 売	〃	〃	別府市大字南立 石二一七〇番地 の二四	訪問介護	令元・一二・三〇	
医療法人恒心会	医療法人恒心会 膳所医院	日田市本町八番 三二号	短期入所療養介 護	令元・一〇・三一	株式会社T&E	訪問看護ステー ションよつ葉	中津市大字永添 二六三六番地一 一四	訪問看護	令元・一二・三一
〃	〃	〃	介護予防短期入 所療養介護	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃
大分ロボケアセ ンター株式会社	大分ロボケアセ ンター株式会社 ・訪問看護ステ ーション	別府市大字内竈 一三九三番地	訪問看護	令元・一一・一	株式会社BLS	訪問介護ステー ションエミアス 鉄輪	別府市大字鉄輪 六二八番地の三	訪問介護	令二・一・三一
〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃	〃	ホームヘルプス テーション久住	竹田市久住町大 字久住六四八五 番地一	訪問介護	〃
ウエルビス悠愛 株式会社	悠愛介護ショッ プ	日田市亀山町五 一三〇	福祉用具貸与	〃	社会福祉法人豊 和会	竹田市社会福祉 協議会デイサー ビスセンター大 田	通所介護	〃	
〃	〃	〃	介護予防福祉用 具貸与	〃	社会福祉法人杵 築市社会福祉協 議会	由布市挾間町挾 間三九九番地	福祉用具貸与	〃	
〃	〃	〃	特定介護予防福 祉用具販売	〃	合同会社みゆー ず	〃	介護予防福祉用 具貸与	〃	
〃	〃	〃	特定福祉用具販 売	〃	〃	〃	特定介護予防福 祉用具販売	〃	
医療法人秋水堂	若宮病院訪問看 護	日田市南元町六 一四一	訪問看護	令元・一一・三〇	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	介護予防訪問看 護	〃	〃	〃	〃	〃	

社会福祉法人平成会	介護保険サービスセンター花月園	日田市日ノ出町一五六	訪問介護	令二・二・一	<p>大分県告示第二百三十六号</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。</p> <p>令和二年四月十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会	佐伯市社協ヘルパーステーション「やよい」	佐伯市弥生大字上小倉一二〇八番地	訪問介護	令二・三・三一	
社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会	佐伯市社協ヘルパーステーション「かまえ」	佐伯市蒲江大字蒲江浦三五二二―五番地	訪問介護	〃	
社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会	佐伯市社協ヘルパーステーション「うめ」	佐伯市宇目大字小野市三三七四番地一	訪問介護	〃	
医療法人聖心会	ヘルパーステーションまごの手クラブ	臼杵市大字大野友田三番四	訪問介護	〃	
社会福祉法人愛泉会	ホームヘルプサービス情和園	由布市庄内町西長宝八七〇番地一	訪問介護	〃	
有限会社健康堂薬品	はれやか	臼杵市大字市浜中通り六六六番地の一	福祉用具貸与	〃	
〃	〃	〃	介護予防福祉用具貸与	〃	
〃	〃	〃	特定福祉用具販売	〃	
有限会社志賀金物店	有限会社志賀金物店	竹田市久住町大字久住六一二三番地	特定介護予防福祉用具販売	〃	
〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売	〃	

令和二年四月十日

大分県報（告示）

大分県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。
令和二年四月十日

土地改良区名	事業名	認可年月日
萩西部土地改良区	大分県知事 広瀬 貞	令二・三・二五

大分県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。
令和二年四月十日

土地改良区名	事業名	認可年月日
萩柏原土地改良区	大分県知事 広瀬 貞	令二・三・二五

大分県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。
令和二年四月十日

土地改良区名	事業名	認可年月日
竹田市土地改良区	大分県知事 広瀬 貞	令二・三・二五

大分県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、竹田市久住町大字白丹千八百八番地二の須藤武ほか二名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月十日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）	ふるさと宮城地区	令二・四・一〇から 令二・四・三〇まで	竹田市役所

大分県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、竹田市大字古園五百十六番地の渡部幸信ほか三名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月十日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（客土）（暗渠排水）	ふるさと宮城地区	令二・四・一〇から 令二・四・三〇まで	竹田市役所

大分県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、中津市三光田口二千三百二十一番地の片桐章太郎ほか一名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和二年四月十日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（客土）（暗渠排水）	ふるさと宮城地区	令二・四・一〇から 令二・四・三〇まで	竹田市役所

			大分県知事 広 瀬 貞		
事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所		
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	八面山新池 地区	令二・四・一〇から 令二・四・三〇まで	中津市役所		
大分県告示第二百四十四号					
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後高田市草地八千三百四十五番地の近藤勝司ほか三名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和二年四月十日</p>					
			大分県知事 広 瀬 貞		
事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所		
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	芝場池地区	令二・四・一〇から 令二・四・三〇まで	豊後高田市役所		
大分県告示第二百四十五号					
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後高田市草地四千九十七番地の早田好ほか三名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。</p> <p>令和二年四月十日</p>					
			大分県知事 広 瀬 貞		
事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所		
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	柳谷池地区	令二・四・一〇から 令二・四・三〇まで	豊後高田市役所		
大分県告示第二百四十六号					
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。</p> <p>令和二年四月十日</p>					
			大分県知事 広 瀬 貞		
大分県告示第二百四十七号					
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。</p> <p>令和二年四月十日</p>					
			大分県知事 広 瀬 貞		
1	解除に係る保安林の所在場所	玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番六（次の図に示す部分に限る。）			
2	保安林として指定された目的	公衆の保健			
3	解除の理由	道路用地とするため			
1	解除に係る保安林の所在場所	玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番七（次の図に示す部分に限る。）			
2	保安林として指定された目的	公衆の保健			
3	解除の理由	指定理由の消滅			

令和二年四月十日

大分県報（告示）

- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があつた。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 出願の年月日

令和二年三月六日

- 二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 三 埋立ての区域

- 1 位置

第一区域

佐伯市蒲江大字畑野浦字下り松六番一及び七番の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面

第二区域

佐伯市蒲江大字楠本浦字大向四二番に接する無番地から同市蒲江大字楠本浦字古浦一六番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面

第三区域

佐伯市蒲江大字楠本浦字小向九九番に接する無番地先から八五番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向八三番一から七九番二に至る間の土地に接する無番地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番一に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番二の土地に接

する無番地の土地の地先の公有水面及び七一番二の土地に接する無番地の土地の地先の公有水面

- 2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及びFの地点とAの地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス二・二八メートル、T・P・プラス一・一八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 佐伯市蒲江にある国土地理院西河内三等三角点(北緯三二度五十分〇五秒五

五一四、東経一三一度五五分三九秒〇四三九(以下「基点」という。)から

一一〇度二九分一三秒、二、六三〇・五〇メートルの地点

Bの地点 Aの地点から一〇度一九分三八秒〇・四六メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一度三四分三〇秒二〇・一八メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一度五一分一九秒二〇・一メートルの地点

Eの地点 Dの地点から一度五四分四八秒二〇・〇〇メートルの地点

Fの地点 Eの地点から一度五一分二〇秒一九・二二メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及びBYの地点とSの地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス二・二八メートル、T・P・プラス一・一八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Sの地点 基点から一三〇度二〇分三六秒二、四二一・七五メートルの地点

Tの地点 Sの地点から一〇九度四九分二〇秒一二・五〇メートルの地点

Uの地点 Tの地点から一〇九度四七分三三秒二〇・〇〇メートルの地点

Vの地点 Uの地点から一〇九度四分四二秒六・七三メートルの地点

Wの地点 Vの地点から一〇九度一分一八秒六・七三メートルの地点

Xの地点 Wの地点から一〇八度〇三分五九秒六・七三メートルの地点

Yの地点 Xの地点から一〇六度一九分三三秒六・八七メートルの地点

Zの地点 Yの地点から一〇三度五八分四七秒六・八八メートルの地点

AAの地点 Zの地点から一〇一度〇三分一八秒六・八八メートルの地点

ABの地点 AAの地点から九七度三四分四八秒六・九七メートルの地点

ACの地点 ABの地点から九三度四分三三秒六・九七メートルの地点

ADの地点 ACの地点から八九度五八分三三秒六・九七メートルの地点

AEの地点 ADの地点から八六度〇一分三三秒六・九七メートルの地点

AFの地点 AEの地点から八二度一三分四五秒六・九七メートルの地点
 AGの地点 AFの地点から七八度二二分二六秒六・九七メートルの地点
 AHの地点 AGの地点から七五度〇一分四八秒六・八八メートルの地点
 AIの地点 AHの地点から七二度〇五分〇四秒六・八七メートルの地点
 AJの地点 AIの地点から六九度四五分五八秒六・八七メートルの地点
 AKの地点 AJの地点から六八度〇五分四五秒六・七三メートルの地点
 ALの地点 AKの地点から六六度五九分四九秒六・七三メートルの地点
 AMの地点 ALの地点から六六度二八分一八秒六・七三メートルの地点
 ANの地点 AMの地点から六六度二七分四五秒二〇・〇〇メートルの地点
 AOの地点 ANの地点から六六度二八分〇八秒二〇・〇〇メートルの地点
 APの地点 AOの地点から六六度二四分二一秒三・四六メートルの地点
 AQの地点 APの地点から六六度二五分四一秒七・八八メートルの地点
 ARの地点 AQの地点から六六度〇二分四九秒六・〇九メートルの地点
 ASの地点 ARの地点から六六度一六分四一秒六・一〇メートルの地点
 ATの地点 ASの地点から六五度〇四分五三秒六・八〇メートルの地点
 AUの地点 ATの地点から六三度四四分五一秒六・八一メートルの地点
 AVの地点 AUの地点から六一度四六分五五秒六・八一メートルの地点
 AWの地点 AVの地点から五九度一二分二三秒六・九三メートルの地点
 AXの地点 AWの地点から五六度一二分四九秒六・九三メートルの地点
 AYの地点 AXの地点から五二度四三分二五秒六・九四メートルの地点
 AZの地点 AYの地点から四八度四五分一四秒六・九八メートルの地点
 BAの地点 AZの地点から四四度五八分三六秒六・九八メートルの地点
 BBの地点 BAの地点から四一度一三分二六秒六・九八メートルの地点
 BCの地点 BBの地点から三七度〇九分二四秒七・四四メートルの地点
 BDの地点 BCの地点から三三度〇九分五二秒七・四四メートルの地点
 BEの地点 BDの地点から二九度二七分三〇秒六・〇五メートルの地点
 BFの地点 BEの地点から二六度一七分四九秒六・八八メートルの地点
 BGの地点 BFの地点から二三度二八分四七秒六・八八メートルの地点
 BHの地点 BGの地点から二一度〇九分一七秒六・八八メートルの地点
 BIの地点 BHの地点から一九度一九分四三秒六・七五メートルの地点
 BJの地点 BIの地点から一八度〇三分〇四秒六・七五メートルの地点
 BKの地点 BJの地点から一七度二二分二二秒六・七五メートルの地点

BLの地点 BKの地点から一七度二四分一五秒九・九三メートルの地点
 BMの地点 BLの地点から一八度二九分〇三秒九・九三メートルの地点
 BNの地点 BMの地点から二〇度一九分四八秒九・七三メートルの地点
 BOの地点 BNの地点から二三度三三分三七秒九・七二メートルの地点
 BPの地点 BOの地点から二六度四九分三一秒六・三〇メートルの地点
 BQの地点 BPの地点から三〇度一二分一五秒六・三〇メートルの地点
 BRの地点 BQの地点から三二度五三分三八秒六・四七メートルの地点
 BSの地点 BRの地点から三六度五四分〇三秒九・六七メートルの地点
 BTの地点 BSの地点から四〇度四一分〇一秒九・六七メートルの地点
 BUの地点 BTの地点から四三度一七分三七秒九・八八メートルの地点
 BVの地点 BUの地点から四四度四三分四六秒九・八八メートルの地点
 BWの地点 BVの地点から四五度三二分四五秒一〇・〇九メートルの地点
 BXの地点 BWの地点から四五度一〇分〇〇秒九・九六メートルの地点
 BYの地点 BXの地点から四五度〇九分一四秒一・〇五メートルの地点

第三区域

次の各地点を順次に結んだ線及びFJの地点とEUの地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス二・二八メートル、T・P・プラス一・一八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

EUの地点 基点から一三六度一三分〇〇秒二、二〇〇・七七メートルの地点
 EVの地点 EUの地点から一一九度一三分一九秒〇・三〇メートルの地点
 EWの地点 EVの地点から八九度五九分二八秒二五・七七メートルの地点
 EXの地点 EWの地点から六三度二八分〇三秒三・九二メートルの地点
 EYの地点 EXの地点から六三度〇〇分二八秒一九・〇一メートルの地点
 EZの地点 EYの地点から七一度五五分四二秒一九・七九メートルの地点
 FAの地点 EZの地点から八〇度四〇分一〇秒二〇・〇三メートルの地点
 FBの地点 FAの地点から八〇度五五分〇三秒一〇・〇二メートルの地点
 FCの地点 FBの地点から八〇度五八分五七秒一〇・〇二メートルの地点
 FDの地点 FCの地点から七七度三六分三九秒二〇・〇〇メートルの地点
 FEの地点 FDの地点から七七度四一分二四秒二〇・〇〇メートルの地点
 FFの地点 FEの地点から七七度四一分二六秒二〇・〇〇メートルの地点
 FGの地点 FFの地点から七七度四三分五七秒一〇・四九メートルの地点
 FHの地点 FGの地点から七八度〇二分一一秒九・四〇メートルの地点

FIの地点 FHの地点から七六度四八分五八秒一六・一九メートルの地点
FJの地点 FIの地点から三四六度四九分〇九秒〇・七二メートルの地点

3 面積

- 第一区域 二一五・〇七平方メートル
- 第二区域 五、一〇三・五六平方メートル
- 第三区域 二、〇六七・七五平方メートル
- 計 七、三八六・三八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

第一施行区域

佐伯市蒲江大字畑野浦字宮路ケ浦一番七から同市蒲江大字畑野浦字下り松六番四を経て七番に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面及び同市蒲江大字畑野浦字宮路ケ浦一〇番一に接する道路に接する無番地の土地(北側)に接する国道三八八号の地先の公有水面

第二施行区域

佐伯市蒲江大字楠本浦字大向四三番から四二番に至る間の土地に接する無番地先の公有水面及び同市蒲江大字楠本浦字古浦二四番二から一三番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面並びに同市蒲江大字楠本浦字古浦一二番三に接する無番地先の公有水面

第三施行区域

佐伯市蒲江大字楠本浦字小向九九番に接する無番地先から八五番一に至る間の土地に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向八三番一から七九番二に至る間の土地に接する無番地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番一に接する国道三八八号の地先の公有水面、同市蒲江大字楠本浦字大向七三番二から同市蒲江大字楠本浦字大向四三番五に至る間の土地に接する無番地先の公有水面及び同市蒲江大字楠本浦字大江ノ津留六六六番四の地先の公有水面

2 区域

第一施行区域

次の各地点を順次に結んだ線及びhの地点とaの地点とを結んだ線により囲まれた区域

aの地点 基点から一一一度一四分五二秒二、六六六・六八メートルの地点

bの地点 aの地点から八九度一七分〇七秒一四・七五メートルの地点

cの地点 bの地点から九二度〇二分〇二秒二・八五メートルの地点
dの地点 cの地点から八九度二二分二一秒八・四五メートルの地点
eの地点 dの地点から五九度五八分五一秒五〇・〇六メートルの地点
fの地点 eの地点から二二度〇四分四二秒六九・二九メートルの地点
gの地点 fの地点から三二六度一〇分四三秒六九・五〇メートルの地点
hの地点 gの地点から三一〇度二三分一四秒五八・一八メートルの地点

第二施行区域

次の各地点を順次に結んだ線及びafの地点とaaの地点とを結んだ線により囲まれた区域

aaの地点 基点から一三一度一分〇九秒二、三七四・五四メートルの地点

abの地点 aaの地点から一五一度二分二七秒二二・二二メートルの地点

acの地点 abの地点から一〇二度〇七分〇五秒一〇五・〇六メートルの地点

adの地点 acの地点から六五度一〇分〇九秒二四二・九七メートルの地点

aeの地点 adの地点から三二度二分五三秒二〇八・九四メートルの地点

afの地点 aeの地点から三三三度二四分一一秒九七・五三メートルの地点

第三施行区域

次の各地点を順次に結んだ線及びduの地点とdsの地点とを結んだ線により囲まれた区域

dsの地点 基点から一三五度一八分一七秒二、二九五・五〇メートルの地点

dtの地点 dsの地点から九四度二二分二五秒一一二・四一メートルの地点

duの地点 dtの地点から二五度三七分一九秒八九・八三メートルの地点

3 面積

- 第一施行区域 一三、五七一・〇〇平方メートル
- 第二施行区域 五九、〇八二・九〇平方メートル
- 第三施行区域 一七、九四五・四五平方メートル
- 計 九〇、五九九・三五平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地

六 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び佐伯市役所

七 縦覧の期間

令和二年四月十日から

令和二年四月三十日まで

大分県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年四月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月十日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道三重弥生線	佐伯市本匠大字山部字小谷二六三七番三から	前	メートル 一・二 四・四	メートル 四二・四
	佐伯市本匠大字山部字田成二六三七番三まで	後	一八・二 一・二	四二・四
	佐伯市本匠大字堂ノ間字小峠坂口六九七番四地内	前	五・六 四・二	七〇・五
	佐伯市本匠大字堂ノ間字小峠坂口六九七番五から	後	二七・〇 一・七	七〇・五
	佐伯市本匠大字堂ノ間字小峠坂口六九七番七地先まで	前	七・八 三・九	一〇九・六
	佐伯市本匠大字堂ノ間字小峠坂口六九七番七地内	後	一一・一 五・二	一〇九・六
	佐伯市大字堅田字ヨコテノ上一四一九番六から	前	一三・〇 七・五	三七四・〇
	佐伯市大字堅田字トウ鼻九〇五番三	後	二〇・七	三七四・〇

令和二年四月十日

大分県報（告示）

一一

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道長良木立線	佐伯市大字長良字高浜新地四八八五番三〇地先から	前	一六・〇 八・三	三三二・〇	
	佐伯市大字長良字広迫新地四六四二番一六〇地先まで	後	一六・〇 一一・五	三三二・〇	

大分県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年四月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月十日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道日之影字目線	佐伯市宇目大字南田原字小習九三二番二から	前	メートル 三四・五 四・六	メートル 一、一四〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	佐伯市宇目大字南田原字椎ノ木一二〇番三まで	後	三八・八 四・六	一、一四〇・〇	
	佐伯市宇目大字南田原字小習九三二番二から	A	三八・八 四・六	一、一四〇・〇	
	佐伯市宇目大字南田原字椎ノ木一二〇番三まで	B	三八・八 一〇・八	一、〇六〇・〇	

大分県告示第二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年四月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

佐伯市本匠大字山部字小谷二六三三番三から
佐伯市本匠大字山部字田成二六四七番七まで

佐伯市本匠大字山部字受場ノ平二七七〇番一
地内

佐伯市本匠大字堂ノ間字小峠坂口六九七番四
地内

佐伯市本匠大字堂ノ間字小峠坂口六九七番七
地内

佐伯市大字長良字高浜新地四八八五番三〇か
ら

佐伯市大字長良字広迫新地四六四二番一六〇
まで

令二・四・一〇

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人都甲川土地改良区(豊後高田市)から、退任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和二年四月十日

大分県知事 広瀬 貞

氏名

住

所

立花俊哉

豊後高田市払田八六〇番地

河野賢二

〃 払田三七三番地

明石孝典

〃 荒尾一九六の一番地

一ツ橋賢治

〃 荒尾一二九番地

河野義昭

〃 築地八三八の一番地

蜷川輝美

〃 築地八六六の一番地

河野正弘

〃 大力六六八番地

河野勝

〃 大力六六九番地二

近藤幸徳

〃 美和二四二番地

門岡良典

〃 鼎一四〇一番地

都甲哲二

〃 加礼川一八三〇番地

河野和幸

〃 梅木七二二番地

中野政富

〃 加礼川九一九番地

阿形敏吉

〃 新城一四二八番地

井ノ口清猛

〃 長岩屋一七四一番地

明石武則

〃 長岩屋七六三番地

藤原忠則

〃 美和一五八六番地一

安東公徳

〃 美和一〇〇二番地二

安道士老

〃 美和一九一七番地

上原賢治

〃 美和二九七番地

立花憲治

〃 払田八四三番地三

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年四月十日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 商号 有限会社豊幸建設

二 代表者氏名 代表取締役 吉武 秀幸

三 主たる事務 大分市大字下郡字尾西千六百十七番地の一

所の所在地

四 免許証番号 大分県知事(一)第三千二百五十五号

五 免許年月日 平成二十九年三月二十三日

令和二年四月十日

大分県報(公告)

一三